

「開示検査事例集（令和３事務年度）」の公表について

証券取引等監視委員会事務局 開示検査課
課長補佐 中野寛之

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）は、令和４年８月３１日に開示検査事例集（令和３事務年度）を公表しました。

開示検査事例集は、市場関係者の皆様に適正な情報開示に向けた取組みを積極的に行っていただけるよう、毎年、証券監視委による開示検査の最近の取組みや、開示検査によって新たに判明した開示規制違反の内容、その背景・原因及び是正策等の概要を中心にご紹介しています。

今般公表しました開示検査事例集では、新たに令和３事務年度（令和３年７月から令和４年６月）に実施した開示検査の概要・事例等を追加し、ご紹介しています。

また、開示検査事例集では、昨事務年度までに開示検査を実施した事例で、開示規制違反について課徴金納付命令勧告を行った事例、課徴金納付命令勧告は行わなかったものの、開示規制違反の背景・原因について上場会社と共有した上で、適正な情報開示に向けた体制の整備等を促した事例等、さまざまな事例を積極的にご紹介しています。

さらに、監視委コラムにおいて、開示実務において参考にしていただけるよう、最近の開示検査を通じてクローズアップされた開示制度や会計基準のほか、内部統制等について解説しています。

本稿では、今般公表しました開示検査事例集から、令和３事務年度における課徴金納付命令勧告事例を中心にご紹介します。

なお、本稿中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であることをあらかじめお断りします。

１．開示検査について

金融商品取引法における開示制度は、有価証券の発行・流通市場において、投資者が適切に投資判断を行うために、上場会社等が有価証券報告書等の開示書類を提供することによって、投資者保護を図ろうとする制度です。

このため、有価証券報告書の虚偽記載等をはじめ、上場会社による開示規制違反が発生した場合には、投資者に不測の損害をもたらすだけでなく、その上場会社自身の信用を失い、我が国資本市場の信頼を大きく失墜させることにつながりかねません。

これら開示規制違反について、証券監視委は、金融商品取引法の規定に基づく開示検査を実施し、有価証券報告書等の開示書類において重要な虚偽記載等の開示規制違反が判明した場合、開示書類を提出した上場会社等に対する課徴金納付命令勧告を内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行っています。また、課徴金納付命令勧告の有無にかかわらず、

必要に応じて、開示書類を提出した上場会社等に対して、自主的な訂正報告書等の提出を促しています。

さらに、開示規制違反の早期発見・早期是正や再発防止・未然防止を確実に推し進めるため、以下の取組みを実施しています。

(1) 開示規制違反のリスク等に着目した情報収集・分析能力の強化

市場インパクト（仮に、問題が発覚した場合の市場への影響）や不正発生リスク等に着目し、上場会社に関する継続的な情報収集・分析や、各業界の商流・商慣行等、ビジネスの実態に即した深度ある情報の調査・分析を行っています。

(2) 機動的かつ多面的な検査・調査の実施

機動的かつ効率的に検査・ヒアリングを実施することにより、上場会社が、自主的に有価証券報告書等の訂正を行うことや、上場会社自身が適正な情報開示のための体制整備等を迅速に行うことを期待しています。

また、多面的かつ効果的な開示検査を実施する観点から、以下の対応を行っています。

- ・ 検査対象会社のガバナンス機能状況の把握
- ・ 有価証券報告書等の非財務情報についての積極的な調査・検査
- ・ 特定関与行為¹に関する積極的な検査

(3) 開示規制違反の再発防止・未然防止

開示規制違反が認められた上場会社の経営陣との間において、開示規制違反の背景・原因等について議論し、問題意識を共有することにより、上場会社自らが、適正な情報開示に向けた体制構築・整備を行うことを促し、開示規制違反の再発防止を図っています。その上で、上場会社において、こうした適正な情報開示に向けた積極的な姿勢が見られない場合には、必要に応じて、金融商品取引所や会計監査を行っている監査法人等と当該上場会社に関する情報の共有を行っています。

開示書類の訂正報告書等を自発的に提出した上場会社についても、訂正内容、上場会社の内部統制の機能状況等を把握する必要がある場合には、開示検査を行っています。

2. 令和3事務年度における開示検査の実績・傾向について

証券監視委は、令和3事務年度において、20件の開示検査を実施し、11件が終了しました。開示検査が終了した11件のうち、開示書類における重要な事項について虚偽記載

¹ 特定関与行為とは、重要な虚偽記載等のある開示書類の提出等を容易にすべき行為又は唆す行為をいいます。

等が認められた8件について課徴金納付命令勧告を行いました。そのうち1件については、訂正報告書の提出命令勧告も併せて行いました。また、金融商品取引法違反行為が認められた1件について、裁判所への禁止及び停止命令発出の申立てを行いました。

令和3事務年度においては、売上の過大計上、ソフトウェア仮勘定の架空計上等の不適正な会計処理による有価証券報告書等の虚偽記載が認められました。

これらの課徴金納付命令勧告において認められた開示規制違反に至った主な背景・原因は、以下のとおりです。

- ・ 代表取締役を含む経営幹部の会計基準等に関する理解不足があったこと
- ・ 社長の業績目標達成の経営姿勢及び部下による忖度があったこと
- ・ 当社経営陣のコンプライアンス意識が欠如していたこと
- ・ 内部統制、内部監査が機能不全であったこと

3. 金融商品取引法違反行為（無届募集）に係る裁判所への禁止及び停止命令発出の申立て

以下の金融商品取引法違反行為が認められた1件について、証券監視委は、法第192条第1項に基づき、東京地方裁判所に対し、当社及び当社の代表取締役を被申立人として、金商法違反行為の禁止及び停止を命ずるよう申立てを行いました。

- ・ 有価証券届出書を提出することなく有価証券の募集を行った（法第4条第1項違反）
- ・ 届出の効力発生前に有価証券を取得させた（法第15条第1項違反）

4. 令和3事務年度における主な課徴金納付命令勧告事例

令和3事務年度における課徴金納付命令勧告について、開示検査事例集から4件の事例をご紹介します。なお、各事例における検査対象会社は、「当社」としてしています。

（事例1）代表者等が関与した売上の過大計上等

① 概要

当社は、経営陣が主導して取引先の発注書や受領書を詐取・偽造するなどして売上の架空計上、前倒し計上による売上の過大計上等の不適正な会計処理を行うことにより、過大な当期純利益等を計上しました。これにより、当社は重要な事項について虚偽の記載のある有価証券報告書等を提出しました。

さらに当社は、重要な事項について虚偽の記載のある有価証券報告書等の訂正を速やかに行う見込みがなかったことなどから、証券監視委は、訂正報告書提出命令の勧告を行いました。

② 不適正な会計処理の概要

当社が行った不適正な会計処理の概要は、以下のとおりです。

（売上の架空計上）

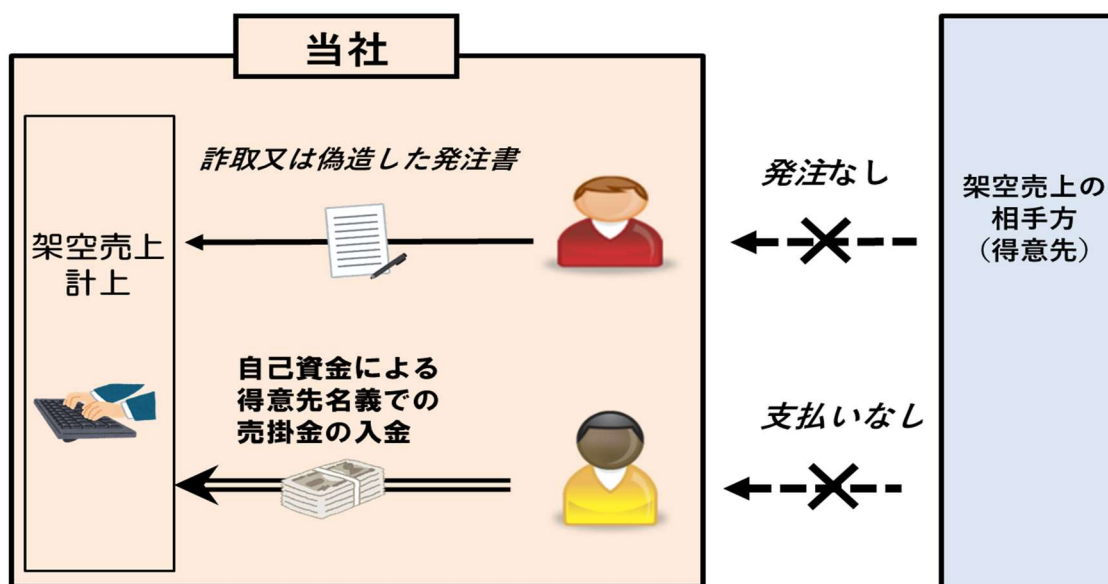
当社は、平成 28 年 3 月期から令和 3 年 3 月期までの間、売上計上した一部の案件について、未受注であるにもかかわらず、発注書や受領書を、未受注の取引先から詐取又は自ら偽造することにより、受注及び納品の事実を偽装し、売上の架空計上を行うことにより、売上を過大に計上しました。なお、売上の架空計上に係る売掛金については、前会長、前社長、取締役及び営業担当者が、それぞれの自己資金を投入して、得意先名義で当社に振り込むことにより、売掛金の回収を偽装していました。

(売上の前倒し計上)

当社は、平成 28 年 3 月期から令和 3 年 6 月第 1 四半期までの間、一部の案件について、実際には納品が未了であるにもかかわらず、受領書を受注済みの取引先から詐取又は自ら偽造することにより、納品の事実を偽装し、本来の売上計上日よりも前倒しして、売上を計上しました。

(売上原価の前倒し計上及び付け替え)

売上の前倒し計上が行われていた多くの案件については、当該売上の前倒し計上に併せて、売上原価の前倒し計上や、別の売上案件に係る原価を付け替えて計上しており、これにより利益率を調整していました。



③ 背景・原因

不適正な会計処理は、前会長、前社長、取締役及び営業担当者によって実行されたと認められます。当社において、不適正な会計処理が行われた主な背景としては、以下の点が考えられます。

(ア) 当社の前会長による過剰な業績目標があったこと

当社の前会長は、当社が東証マザーズ（当時）に上場する以前から、当社の役職

員に対し過剰な業績目標を課すなど、売上を偏重する傾向にあり、上場後、一層過剰になりました。

(イ) 当社の前会長のコンプライアンスを無視した業績至上主義があったこと

当社の前会長は、当社の役職員へ過剰な業績目標を課すのみならず、営業担当者による売上の架空計上を把握した後も、会長自らが自己資金を投入して当該案件の売掛金の回収を偽装させることにより、架空売上を訂正することなく推し進めました。

これらにより、当社には業績目標に固執した企業風土がまん延し、発注書や受領書を取得すれば売上計上可能という誤った理解のもと、発注書や受領書の偽造や詐欺が行われるようになりました。

(ウ) 当社における内部統制、内部監査が機能不全であったこと

当社の前社長らは、当社の生え抜き社員であり、かねてより前会長に対して従属関係にあったこと、また、社外取締役や監査役も前会長を畏怖していたため、前会長のコンプライアンスを無視した業績至上主義に異を唱えることはできませんでした。

内部監査については、内部監査室長が営業部次長を兼任する中、取締役等から内部監査が尊重されない組織風土、内部監査室専任者が不在等の問題があり、内部監査室が十分に機能していませんでした。

このように、当社の内部統制及び内部監査ともに、機能不全に陥っていました。

(事例2) 海外売上及びソフトウェア仮勘定の架空計上等

① 概要

当社は、台湾の取引先に対する売上の架空計上や、当社元取締役（以下「元取締役」という。）によって横領されていた資金の大半をソフトウェア仮勘定に装う等の不適正な会計処理を行ったことにより、過大な当期純利益等を計上しました。これにより、当社は、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等及び当該有価証券報告書等を組込情報とする有価証券届出書等を提出した上、虚偽の記載のある訂正報告書を提出しました。

② 不適正な会計処理の概要

当社が行った不適正な会計処理の概要は、以下のとおりです。

(台湾取引先に対する売上の架空計上)

当社は、台湾の取引先に対して、日本人顧客拡大に向けたプロモーション施策に関する役務提供を行ったとして売上を計上しましたが、実際には、役務提供を伴わない架空の取引を売上として計上しました。

(資金横領に伴うソフトウェア仮勘定の架空計上)

当社は、システム開発会社にソフトウェア開発を依頼したとして、その対価を支払いましたが、当社が支払った資金の大半は当該システム開発会社を介して元取締役が代表を務める会社へ送金、又は、領収書を偽造した元取締役に当社から直接手渡されており、元取締役によって資金横領されていました。

このように、ソフトウェア開発の事実はないにもかかわらず、当社は、上記の取引をソフトウェア仮勘定として架空に計上しました。

③ 背景・原因

当社は、上場直後の上半期の業績が好調であり、業績予想を上回ることが公表されていましたが、下期は業績が振るわなくなったために業績予想の下方修正を行わなければならない状況でした。このため、本件不適正な会計処理は、当社が業績予想の下方修正を避けるために行ったものと考えられます。

当社において不適正な会計処理が行われた背景としては、主に以下の点が考えられます。

(ア) 当社経営陣のコンプライアンス意識が欠如していたこと

元取締役が横領を行う等、経営陣自体のコンプライアンス意識の欠如が甚だしく、コンプライアンス軽視の企業体質が醸成されたことなどからコンプライアンス機能が十分に機能していませんでした。

(イ) 当社の内部統制が無効化されていたこと

元取締役により取締役会等への提出書類が改ざんされる等、内部統制が無効化されていました。

(ウ) 元取締役に権限が集中していたこと

元取締役について、営業以外の経理財務や人事評価の権限が集中し、社内では社長と比肩する絶対的な地位を有していたこと等から、同人の指示には強い強制力がありました。

(エ) 当社のコーポレート・ガバナンスが機能不全であったこと

本件は、取締役3名のうち代表取締役を含む2名が関与していたほか、社外取締役及び不適正な会計処理が行われた当時の社外監査役3名のうち2名は、当社入社以前から元取締役と旧知の間柄等でした。このように、ガバナンスを発揮すべき経営陣が不正に関与し、監査役の監査機能も発揮されない等、ガバナンスは全く機能していませんでした。

④ 是正に向けた当社の対応

当社は、主に以下の再発防止策を実施することとしています。

- ・ 経営陣自らのコンプライアンス意識の改革及び全役職員に対するコンプライアンス教育の実施
- ・ 社内規定・経理規定の見直しや管理運営の強化
- ・ 社外役員選定基準を見直す等の当社ガバナンス体制の強化
- ・ 内部通報制度の実効化

（事例３）「関連当事者との取引」に関する注記の不記載等

① 概要

当社は、太陽光発電所に係る合同会社の持分を譲渡するに当たって、早期の利益計上のため、実体を伴わない形式的な譲渡を介在させて売上を計上する等の不適正な会計処理を行ったことにより、過大な当期純利益等を計上しました。

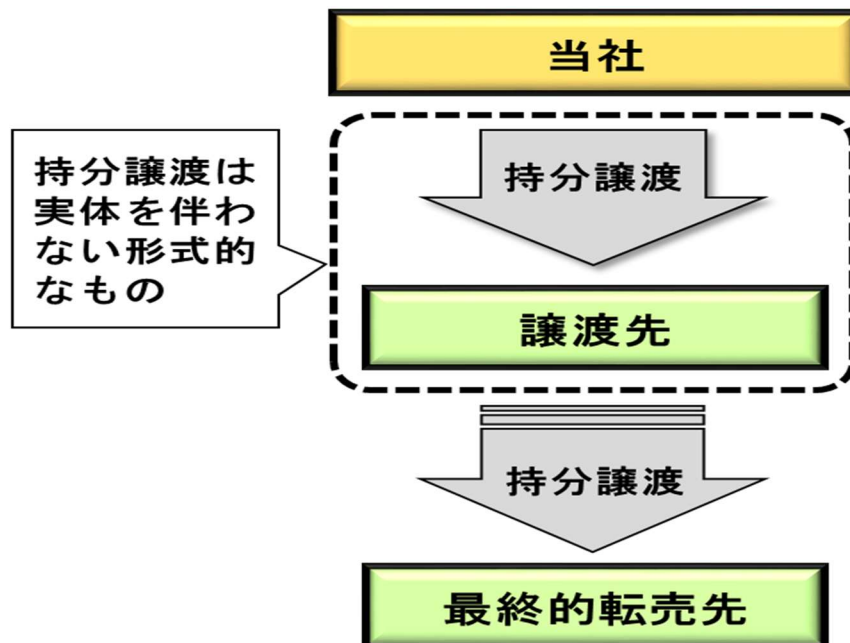
また、関連当事者取引について、当社の経営に強い影響を持つ人物と当社の仕入先・販売先との関係の必要な調査・検討を行わず、当該取引を注記しませんでした。これにより、当社は、重要な事項につき虚偽の記載等がある有価証券報告書等を提出しました。

② 不適正な会計処理の概要

当社が行った不適正な会計処理の概要は、以下のとおりです。

（未実現取引による売上の前倒し計上）

当社は、宮城県に所在する太陽光発電所に係る合同会社の持分を２社に対して譲渡し、持分を譲渡した時点で売上を計上しました。しかしながら、譲渡先は、代金の資金負担を行っていない先、ペーパーカンパニーであり代金支払能力がない先であるなど、持分の譲渡は実体を伴わない形式的なものでした。当該持分は、最終的な転売先に譲渡され、その代金全額の回収が完了した時点で売上を計上すべきであったにもかかわらず、形式的な持分の譲渡をもって売上を計上したことにより、売上及び売上原価を前倒しで計上しました。



(連結除外による売上の前倒し計上)

当社は、三重県に所在する太陽光発電所に係る設備 ID 等を当社が設立した子会社である A 合同会社に売却する契約を締結し、売却日の前日に A 合同会社の出資持分 100% を B 社団法人に譲渡したことをもって、A 合同会社は第三者であるとして、設備 ID 等の売却日に売上を計上しました。しかしながら、実質的には当社が A 合同会社の財務及び営業又は事業の方針を決定し続けており、A 合同会社は当社の子会社に該当し、売上を計上できないにもかかわらず、第三者への売上として計上していました。後日、第三者に対して、設備 ID 等を譲渡しており、本来、その時点で売上を計上すべきでした。これにより、当社は売上及び売上原価を前倒しで計上しました。

(重要な事項の不記載の概要)

連結財務諸表提出会社は、当該会社の親会社、役員といった「関連当事者」との取引を行っている場合には、その重要なものについて連結財務諸表に注記することとされています。

しかしながら、当社の実質的な主要株主であり役員に準ずる者が議決権の過半数を所有している複数の会社が「関連当事者」に該当し、当該会社との取引が当社における売上の過半を占めていました。また、当社は、関連当事者該当性について、蓋然性が高いにもかかわらず、必要な調査を行わず、当該会社との取引を注記しませんでした。

③背景・原因

本件不適正な会計処理等は、赤字回避や業績目標を達成するために行ったものと考え

えられます。当社において、不適正な会計処理等が行われてきた背景としては、主に以下の点が考えられます。

(ア) 太陽光発電事業が聖域化していたこと

太陽光発電事業案件の大半は、前代表取締役が自らの営業力・人脈を活かして獲得したものであったため、各案件の重要局面での交渉等は前代表取締役に任せざるを得ませんでした。一方、前代表取締役からは、太陽光発電事業案件に関する十分な情報が共有されていませんでした。

(イ) 業績追求の姿勢があったこと

契約書案の規定内容を検討・確認する際、早期の売上・利益計上が可能かという観点から行われていた状況がみられ、役員間には業績重視の認識が共有されていました。

(ウ) 当社のコーポレート・ガバナンスが機能不全であったこと

取締役会の議案について、取締役会当日に具体的内容が変更されたり、招集後に議案が追加されるなど、事前に検討する機会が十分に確保されていませんでした。また、重要な業務執行について、取締役会決議を経ることなく行われたこともあり、取締役会決議が軽視されていました。

(エ) 内部監査に関する不適切な状況があったこと

内部監査の担当者が被監査部門である経理部門の業務を行っていたり、非常勤のため十分な執務時間を確保できない等、内部監査の実効性が十分に確保できていませんでした。

④ 是正に向けた当社の対応

当社は、主に以下の再発防止策を実施することとしています。

- ・ 取締役会の実効性確保（審議の活性化）
- ・ 監査等委員会及び内部監査の実効化（内部監査部門の人員強化等）
- ・ 社外取締役の選任（企業経営の知見に富んだ人材の登用）
- ・ 業務提携先との関係整備（利益相反取引の回避等）

（事例４）減損損失の過少計上

① 概要

当社は、減損損失を過少計上する不適正な会計処理を行ったことから、過大な当期純利益を計上しました。これにより、当社は、重要な事項について虚偽の記載がある有価証券報告書を提出しました。

② 不適正な会計処理の概要

当社は、担当者が虚偽の資料を作成して、当社及び当社連結子会社の店舗に配賦すべき本社経費を、特定の店舗について不正に操作し、当該店舗の経費を適正額より過少に計上する不適正な会計処理を行い、減損損失の計上を回避しました。

③ 背景・原因

本件不適正な会計処理は、本社の減損処理の担当者が、減損損失の計上を回避するために行ったものと考えられます。当社において、不適正な会計処理が行われてきた背景としては、主に以下の点が考えられます。

(ア) 当社の減損担当者のコンプライアンス意識が欠如していたこと及び取締役の監督が不十分であったこと

減損処理の担当者は、不適正な会計処理と認識しつつ実態と乖離した計算を行っており、コンプライアンスを遵守する意識が欠如していました。

減損処理の担当者を指導監督する立場にあった取締役は、取締役会で報告された各店舗の業績とは明らかに異なる内容の減損関連資料を受領していたにもかかわらず、不正操作に気付かないなど、部下に対する監督が不十分でした。

減損処理の担当部署は、減損関連資料について恣意的な改ざんが可能な状況にあり、担当者が行った業務を組織的にチェックする体制が構築されていませんでした。

(イ) 内部監査体制が機能不全であったこと

当社の内部監査室は、店舗における現金管理などの業務不正と事故防止に特化した内部監査を行っており、管理部門の法令遵守状況や業務手順をチェックする役割を果たしておらず、内部監査体制が有効に機能していませんでした。

(ウ) 規程等が未整備であったこと及び経営陣が無関心であったこと

当社においては、実態と業務分掌の規定が乖離し、責任者の責任範囲が不明確となっていました。上場時に制定された規程等の見直しや、マニュアルの整備もほとんどなく、経営陣においてもその必要性に対する認識・関心が薄かったと考えられます。

④ 是正に向けた当社の対応

当社は、主に以下の再発防止策を実施することとしています。

- ・ コンプライアンス意識を高める風土の醸成
- ・ 減損兆候判定業務のシステム化
- ・ 内部監査規程の改訂、具体的な監査業務マニュアルの作成及び人員増強
- ・ 内部監査室によるモニタリング体制の強化

- ・ 組織体制、組織関連規程、業務分掌規程等の改正

5. 内部統制やガバナンス体制の重要性

近時の開示検査の結果、開示書類の投資者の投資判断に影響を与えるような重要な虚偽記載等が認められた事例では、経営陣のコンプライアンス意識の欠如や内部統制・内部管理体制の機能不全など、以下のような背景・原因が認められています。

- 経営トップ主導のコンプライアンスを無視した業績至上主義の企業風土がまん延していたこと
- 短期的な業績向上に注力するために個人の成果主義に依拠した経営体制であったこと等を背景として、十分な内部管理体制を構築できなかったこと
- 経営陣が、リスク管理体制の脆弱性を認識しながら、その是正のための取組みを行ってこなかったこと
- 担当者が行った業務を組織的にチェックする体制が欠如していたこと
- 経理部門に会計処理の詳しい知見を有する者がいない中、経営幹部の会計基準等への理解不足により不適切な会計処理に至ったこと
- 監査役及び内部監査室において不正リスクへの意識が希薄であったこと
- 内部監査担当者が他部門と兼任していたり、内部監査規程が明確に規定されていないなど、内部統制、内部監査が機能不全であったこと
- 取締役会等に出席しているものの、適切な指摘や質問を行っていないなど、監査役や社外監査役が機能不全だったこと
- 会計監査人に会計処理の基礎となる十分な情報伝達がされていなかったこと

これらのことから、開示規制違反の再発防止・未然防止には、上場会社における適正な情報開示を行うための体制整備が必要であると考えられます。

そのため、経営陣を含めた上場会社の皆様におかれましては、コンプライアンス意識を高く持っていただくことや、自社のガバナンスが形式だけでなく実質を伴ったものとなっているか、実効的な内部統制が確保されているか、適正な情報開示を行うための体制が実効的に機能しているかなどについて、改めて点検していただくことが必要です。

また、監査役等の皆様におかれましては、独立した立場から取締役等の業務執行をチェックするという本来の役割を果たしていただくことが、開示規制違反等の企業不祥事を防止することにつながるものと考えられます。

さらに、上場会社とその会計監査人である公認会計士・監査法人との十分なコミュニケーションや、投資者と投資先である上場会社との建設的な対話が活発に行われることがより重要になってきているものと考えます。

6. さいごに

開示検査事例集を通じて、上場会社、公認会計士・監査法人、投資者等の皆様に、開示

規制違反の手法、背景・原因等や証券監視委の取組みについてご理解いただいた上で、上場会社と公認会計士・監査法人とのコミュニケーションや投資者の皆様と投資先である上場会社との対話がますます活発に行われることを期待しています。

そして、活発なコミュニケーションや対話が行われることにより、適正な情報開示が積極的に行われ、開示規制違反の未然防止・再発防止につながるものと確信しています。

以 上